

募集 守口市空家等

対策協議会市民委員

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために空家等対策計画を策定します。計画を策定するための協議と、対策を計画的に実施していくため、「守口市空家等対策協議会」を設置し、市民から委員を公募します。

対市内在住、在職、在学の人で、4月1日現在18歳以上の人
定2人

注 平日の日中に開催予定の会議に出席できる人(年3回程程度)

任期 委嘱の日から3年間

報酬 月額9千500円

申・問 6月30日(金)まで

作文「守口市における空家問題について」および「協議会に参加を希望する理由」について(400字程度、様式自由)を住宅まちづくり課へ郵送(〒570-1866守口市京阪本通2-15-15)または持参してください。

注 住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を記載してください。

TEL 06-6992-1709

合葬墓「虹の丘」

自身の将来についての「生前予約」も随時受け付けています。

備 コミュニティ推進課、大日サービスコーナーに備え付けのパンフレット有り

申・問 同組合かコミュニティ推進課の窓口にある使用許可申請書に必要書類を添えて、同組合(〒575-0012四條畷市大字下田原448番地)に郵送または持参してください。

TEL 0743-78-1195

備 9:00~17:30(土・日、祝日も受付可)

Table with 4 columns: 使用料額, ①, ②, and 内容. Rows include 合葬, 合葬+個別安置, 合葬+記名, and 合葬+個別安置+記名.

①関係市(守口・門真・大東・四條畷市)の市民が飯盛霊園墓所使用者 ②①以外の人

例月出納検査の結果

市の例月出納検査は、平成29年3月16日~22日まで、伊藤正伸、山川勇一、上田敦の各監査委員によって行われました。その結果、平成29年2月末日における各会計の収支は、下表のとおりであり、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局

TEL 06-6992-1795

Table with 3 columns: 会計別, 区分, 金額(円). Rows include 一般会計, 特別会計国民健康保険事業, 特別会計後期高齢者医療事業, 水道事業会計, and 下水道事業会計.

固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます(住宅床面積の10倍まで)。

「200㎡以下の部分」

固定資産税 6分の1に減額
都市計画税 3分の1に減額

固定資産税 3分の1に減額
都市計画税 3分の2に減額

注 住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1月1日)時点ですら地のままにしておいたり、住宅以外(駐車場など)に利用すると、特例による減額措置が適用されず税額が上昇することになります。

問 課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474

個人市民税・府民税の

納税通知書

市では、平成29年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、個人住民税を納める方法です。公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。不明な点は問い合わせください。

問 課税課市民税担当

TEL 06-6992-1456

個人市民税・府民税の課税

(非課税・無収入証明書の交付)

6月1日(木)から平成29年度(平成28年中所得)の課税(非課税・無収入証明書)の交付を行います。証明書が必要な人は、平日午前9時~午後5時30分(※毎週金曜日は午後8時まで、毎週日曜日は午前9時~午後1時まで受付)に証明書発行コーナー(市役所1階北エリア)へお越しください。

持 本人確認ができるもの(運転免許証やパスポートなどの顔写真があるもの)は1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居(守口市内)の親族の場合、委任状は不要

¥1通300円

注 アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人市民税・府民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問い合わせください。

問 課税課市民税担当

TEL 06-6992-1456

個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定基準により個人市民税・府民税の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

注 納期が過ぎた税額や納付後は受け付けできません。

問 課税課市民税担当

TEL 06-6992-1456

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 6月22日(木) 20:00 まで

休日 6月25日(日) 9:00~13:00

場・問 納税課

TEL 06-6992-1852~1854

家屋調査を実施

市では、新築、増・改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行います。

この調査は、固定資産税の税額の基礎となる評価額を算定するためのものです。

市職員が伺い屋内の調査を行う際は、ご協力をお願いします。

また、調査に当たる市職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課資産税担当

TEL 06-6992-1474

が無い場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

今月は、個人住民税の普通徴収分の第1期分の納期限です。6月30日(金)までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。納付できる資金があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ・公売などを行うこととなりますので、必ず納期限内での納付をお願いします。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1852~1854

還付金詐欺に注意

市民の皆さんに対し、保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と「コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出す」とする電話が頻発しています。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけた後、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課給付係

TEL 06-6992-1545